

津屋崎行政センターに対する 市民意見募集結果の お知らせ



問い合わせ 市津屋崎行政センター ☎52・1234

津屋崎地域の行政窓口として平成 28年 5月に開設した津屋崎行政センター(以下、行政センター)の今後の在り方を検討するための意見を募集した結果をお知らせします。

令和 4年 9月号の広報ふくつおよび市公式ホームページで募集するとともに、行政センターや市役所の利用者に直接アンケートを行ったところ【表 1】のとおり 420人の市民の皆さんから回答をいただきました。

結果は、次ページ【図】のとおりで、全ての地域で窓口業務の継続を多くの方が望まれていました。諸証明の発行業務や市役所への取り次ぎ、案内だけではなく、行政の手続きをするに当たっての相談窓口として活用したいという意見が多く寄せられました。

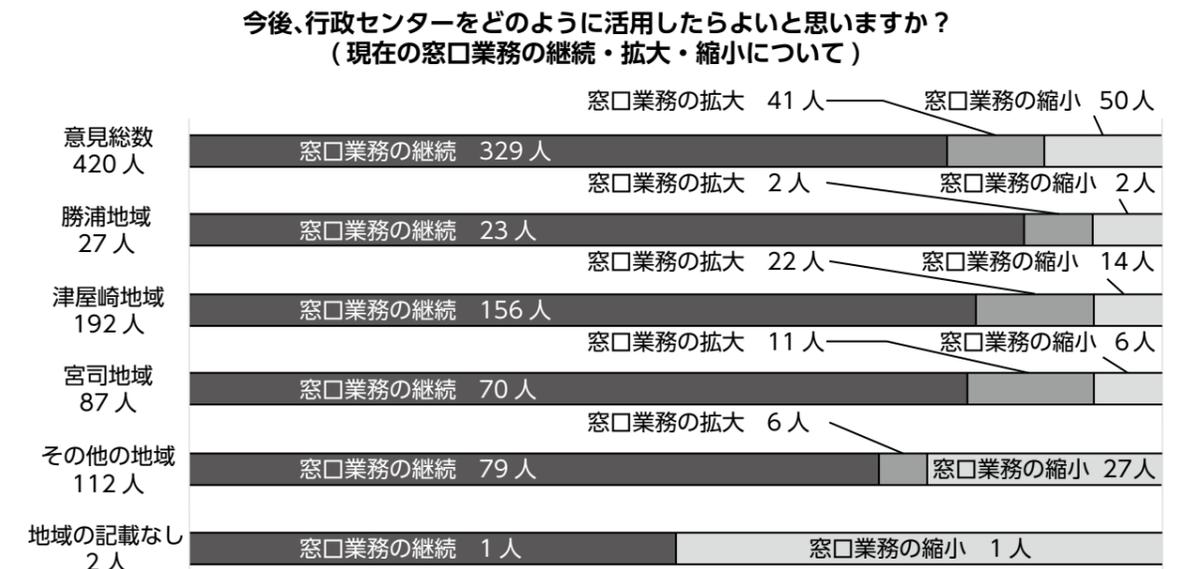
また、津屋崎エリア在住で市役所を利用した人には、行政センターではなく市役所を利用した理由も【表 2】のとおり回答いただきました。

今回の意見募集は、行政センターの利用者が減少し続けていることから、一度は行政センターを廃止する方針を決定しましたが、これを白紙に戻し、市民の皆さんの意見を聞いた上で、改めて今後の行政センターの在り方を検討するためのものです。寄せられたさまざまな意見を参考に【行政センターの今後について】のとおり進めていきます。

【表 1】市民からの意見募集内訳

対象者	意見募集方法		人数
利用者	行政センター	来庁時にアンケート用紙を配布	276
	市役所	来庁時にアンケート用紙を配布	98
市民全体	広報ふくつ(9月号)	専用はがきで回答	23
	市公式ホームページ	ホームページの回答フォームから回答	23
合計			420

【図】意見募集結果



【窓口業務の継続】を選んだ人(329人)の空きスペース活用についての意見

- ◆多世代交流としての居場所(子育て・学習スペース、高齢者向け教室として活用)
- ◆各種の行政相談窓口
- ◆貸事務所や会議室 など

【窓口業務の拡大】を選んだ人(41人)の拡大する業務内容についての意見

- ◆行政相談窓口
- ◆市役所の窓口業務、手続き など

【窓口業務の縮小】を選んだ人(50人)の縮小後のスペース活用についての意見

- ◆津屋崎エリアを管轄する地域包括支援センター
- ◆子どもや高齢者が活用できる多世代交流の場所
- ◆行政相談窓口 など

行政センターの業務内容

- ・戸籍や住民票、印鑑証明、税証明などの各種証明書発行
- ・申請用証明写真撮影などのマイナンバーカード交付申請書作成支援
- ・国保等高額療養費支給申請受付
- ・納付書再発行や市役所への取り次ぎ、案内 など

【表 2】津屋崎エリアに住んでいる人が、行政センターではなく市役所を利用した理由

理由	勝浦地域	津屋崎地域	宮司地域
1. 市役所の方が自宅から近い	0	0	4
2. 市役所以外に買物などほかの用事もある	1	4	2
3. 行政センターでも手続等ができる事を知らなかった	0	5	6
4. 市役所であればすべての行政手続ができる	1	2	7
5. その他	仕事の帰り道のため	0	1
	つい、市役所に来てしまう	0	0
	津屋崎に行くイメージがない。なぜか、市役所に来る	0	1
	市役所の方が職場から近い	0	1

【行政センターの今後について】

今回の意見を募集した結果では、現在の窓口業務を継続するよう多数の意見が寄せられたことから、市役所内の検討会議で協議した結果、行政センターの行政機能については、現状を継続していくことに決定しました。

また、行政センターの一部は、今後、津屋崎地域の郷づくり活動拠点である津屋崎郷づくり交流センターとして開設準備を進めていくことが決まりました。なお、行政機能の内容については、交流センターを除いたスペースの活用方法などを、今回いただいた意見や地域の意見などを参考に、引き続き協議していくこととしています。

